

使用料・手数料等の考え方について

令和元年度第3回大磯町使用料・手数料等
見直し庁内検討会議資料（概要）

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 使用料・手数料等の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2
- 4 使用料算定の基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 3
- 5 手数料算定の基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 4
- 6 受益者負担割合の設定について・・・・・・・・・・ 6
- 7 見直しによる経過措置等について・・・・・・・・・・ 7
- 8 減免措置基準の統一について・・・・・・・・・・ 9

1. はじめに

町の歳入の根幹をなす町税は、人口減少や少子高齢化により減少傾向で推移していくことが見込まれており、使用料・手数料等（以下「使用料・手数料」という。）による収入についても減少傾向で推移することが想定されています。

「使用料・手数料」については、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から利用者に適正な負担を求めていく必要があります。

町では、これまでも社会経済情勢を踏まえ「使用料・手数料」の見直しを図ってきましたが、これらの料金は近隣の地方公共団体との比較や、類似施設との均衡などを主な理由として設定され、利用者等がどこまで負担すべきか、また町民の皆さんに納めていただく税金でどこまで補うべきかについて、改めて考える必要があります。

そのため、今後も継続的な行政サービスを提供するため、公共施設に係る維持管理経費の増加や消費税率の引上げなど社会経済情勢の変化を反映することが可能な原価算定方式を基礎とする「(仮称)使用料・手数料等の考え方」として基本方針を策定し、公平性確保と受益者負担の適正化を図ります。

2. 対象科目

原則、受益者負担が必要な全ての「使用料・手数料」を対象とします。

なお、本基本方針の策定により、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していないサービス等についても、受益者負担の原則に鑑み、徴収の可否を検討します。

また、現在指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、物価上昇等による施設管理運営経費の変動に的確に対応するため、基本方針に基づき見直しを実施し、見直した使用料は適正かつ迅速に「利用料金」に反映させることとします。これにより指定管理料等の変更が必要な場合には、双方協議の上、協定書の修正等所要の手続きを行います。

○使用料・手数料とは

使用料とは、公の施設の利用などに対して徴収されるもので、主なものとしては、自転車駐車場、生涯学習館やふれあい会館などの公共施設などの施設使用料があります。

手数料とは、特定の者のためにする事務の対価として徴収されるもので、住民票の写し、印鑑証明書などの交付手数料やごみ処理などの手数料があります。

〈地方自治法の規定〉

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3. 使用料・手数料等の基本的な考え方

(1) 原価算定方式による料金算定の明確化

受益者に応分の負担を求めるために、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式（原価には建物・設備・備品等の減価償却費を含む）を適用します。

原価算定に基づく算定料金については、住民の利便性及び窓口での料金取扱事務の煩雑等を勘案し、10・50・100円単位等に調整できるものとします。

(2) 行政と受益者との負担割合の設定について

算定された原価を行政と受益者とで、どの程度の割合で負担するのかについて、施設の性格に応じた負担割合を設定します。

なお、手数料については、特定の人のためにする事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

(3) 見直しによる経過措置等について

定期的な見直しによって受益者の負担が急激に上昇することのないよう、負担調整措置を設けます。

また、必要に応じて近隣自治体の同等料金と比較を行い、大幅なかい離などがある場合には調整を行います。

なお、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(4) 減免対象範囲の標準化・適正化について

使用料及び手数料は、政策推進・経済的支援・公益上の必要性等を考慮の上、それぞれ減額・免除規定を定めていますが、受益者負担の徹底と負担の公平性を確保するという大原則のもとに、基準の整理と施設及びサービス間での減免の考え方の統一化を図ります。

(5) 定期的な見直し

使用料・手数料の額については、経済状況、社会動向、行政サービス内容、公の施設のあり方等を勘案した上で、**5年を超えない範囲内**において、定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行います。

ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

(6) 算定の例外

政策的な観点からの利用促進など、通常の算出結果と異なる料金などを定める必要がある場合、別途協議の上決定します。

4. 使用料算定の基本的な考え方について

受益者に応分の負担を求めるために、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式（原価には建物・設備・備品等の減価償却費を含む）を適用します。

<事務局案>

（１）経費の算定

原価に算定する経費は直近３年間の平均とし、対象費目は施設の維持管理運営に要する**人件費、物件費**（賃金、需用費、役務費、委託料、備品購入費、工事請負費等）及び**減価償却費**の合計とします。

なお、新規設置等により３年を経過していない施設についても、直近の実績を基に検討します。

（２）原価の計算

①貸室等（ホール・会議室等）の原価算定…時間当たりの原価算定

$$\text{原 価} = \frac{\text{（人件費＋物件費＋減価償却費）}}{\text{貸出対象総面積} \times \text{年間使用可能時間}} \times \text{貸出時間} \times \text{貸出面積}$$

②個人利用施設（プール等）の原価算定…1人当たりの原価算定

$$\text{原 価} = \frac{\text{（人件費＋物件費＋減価償却費）}}{\text{（基準年度を含む過去３年間の平均）年間施設利用者数}}$$

（３）理論使用料の算定

算出した原価に施設の性質別分類に応じた受益者負担率を乗じ、理論使用料を算出します。

$$\text{理論使用料} = \text{原 価} \times \text{受益者負担率（〇〇〇％）}$$

5. 手数料算定の基本的な考え方について

受益者に応分の負担を求めるために、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式（原価には建物・設備・備品等の減価償却費を含む）を適用します。

※人件費の算定において、年間労働日数を仮に240日としている。

<事務局案>

(1) 1件当たりの人件費の算定

人件費は、該当事業に従事する職員の給与等の直近3年間の平均を算出し、1年間の労働日数（処理時間単位に応じて日であれば240日、時間の場合は1,860時間（または111,600分）とする。）で除したものを人件費の単価とする。

$$\text{人件費単価} = \frac{\text{該当事業に従事する職員の給与等の直近3年間の平均}}{\text{1年間の労働日数（※処理時間単位に依する）}}$$

算出した単価に、1件当たりの処理時間を乗じ、1件当たりの人件費を算出する。なお、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を1件当たり5分とし、個別に設定する場合は試算表において明記する。

$$\text{1件当たりの人件費} = \text{人件費単価} \times \text{1件当たりの処理時間}$$

(2) 1件当たりの物件費の算定

$$\text{1件当たりの物件費} = \frac{\text{（物件費＋減価償却費）}}{\text{直近3年間の平均年間処理件数}}$$

(3) 理論手数料の算定

手数料については、算定した1件当たりの人件費に1件当たりの物件費を加えたものを原価とし、算出した原価をそのまま理論手数料とします。

※手数料については、特定の人のためにする事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

$$\text{理論手数料} = \text{原価} = \text{1件当たりの人件費} + \text{1件当たりの物件費}$$

参考：行政サービスの原価構成は、次の「原価構成費用項目」のとおりであり、この経費の積み上げにより算定することとします。

【原価構成費用項目】

分類	対象経費	
人件費	職員給与(一般職給)、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金	
物件費	賃金	臨時雇賃金
	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料など
	役務費	手数料、保険料など
	委託料	清掃、警備、保守点検などすべて
	使用料及び賃借料	土地、パソコン等のリース料など
	工事請負費	施設の改修・大規模修繕や設備の更新、建替えに伴う経費など
	原材料費	施設維持に係るもの
	備品購入費	事務・施設運営に係るもの
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費
減価償却費	過年度において取得した、事業に必要とされる固定資産のうち、所得税法施行令第6条(減価償却資産の範囲)第1号から第7号までに規定するもの(建物、機械、車両、工具、備品等)を対象とする。	

6. 受益者負担割合の設定について

算定された原価を行政と受益者とで、どの程度の割合で負担するのかについて、施設の性格に応じた負担割合を設定します。

<事務局案>

使用料については、行政サービスの分類に応じて、公費（町）と受益者（利用者）の負担割合を設定します。基本的には市場性（民間による類似サービスの有無）が高い施設は100%の受益者負担、低い施設は50%（25%・75%）の受益者負担とし、別表の区分を基本に負担割合を決定することとします。

なお、手数料については、特定の人のためにする事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

別表（案1）

使用料 受益者負担割合	内 容	施設例
0%	あらゆる住民が必要とし、民間では提供が困難な施設。※コストは公費のみで負担する。	道路、公園、小・中学校、図書館など
50%	あらゆる住民が必要とするが、民間でも提供が可能な施設もしくは人によって必需性が異なるが、民間では提供が困難な施設。※コストは受益者と公費で負担する。	町営住宅、集会施設、保健・福祉施設など
100%	人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設。※コストは受益者のみが負担する。	スポーツ施設、自転車駐車場など

別表（案2）

使用料 受益者負担割合	内 容	施設例
0%	あらゆる住民が必要とし、民間では提供が困難な施設。※コストは公費のみで負担する。	道路、公園、小・中学校、図書館など
25%	あらゆる住民が必要とするが、民間でも提供が可能な施設もしくは人によって必需性が異なるが、民間では提供が困難な施設。※コストは受益者と公費で負担する。	町営住宅、集会施設、保健・福祉施設など
50%		
75%		
100%	人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設。※コストは受益者のみが負担する。	スポーツ施設、自転車駐車場など

7. 見直しによる経過措置等について

基本的には受益者の負担が急激に上昇することのないよう、負担調整措置を設けることが必要となります。(調整の検討項目は以下4点。)

- (1) 現行料金との調整
- (2) 利用者区分による調整
- (3) 近隣自治体同等料金との調整
- (4) 算定の例外について

(1) 現行料金との調整

現行料金との乖離が大きい場合、受益者の負担が急激に上昇することのないよう、負担調整措置を設けます。

<事務局案>

定期的な見直しによって受益者の負担が急激に上昇することのないよう、負担調整措置を設けます。

見直しの結果、現行の額を大きく上回る可能性もありますが、この場合、町では利用者への過度な負担とならないよう、一定の上限を定める負担調整措置を講じることとし、**現行の額の1.5倍を上限額**とします。

また、算定の結果が現行の額を大きく下回った場合には、**0.5倍を下限額**とします。

なお、今後、基本方針に従って見直しを実施した場合で、算出した料金と現行料金の乖離幅が**±50%の範囲内については、現行の料金に据え置く**こととします。

ただし、消費税率の引上げ等、税制改正が行われた場合にあっては、これを適切に料金に転嫁することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも同様に調整できることとします

ア) ±50%の範囲内については現行料金に据え置きます。

イ) +50%を超える場合、+50%を上限とし、料金を改定します

ウ) -50%を超える場合、-50%を下限とし、料金を改定します。

(2) 利用者区分による調整

町内／町外、大人／小人、個人／団体等の利用者区分に応じて料金の調整を行う場合の割合についても検討が必要となります。

<事務局案>

以下を基準とし、施設の設置目的や施設規模、利用者の状況に応じて所管課において適正に設定することとします。

ア) 町内／町外の別による利用者区分設定

町外利用者の料金は、町内利用者の料金の2倍までとする。

イ) 年齢による利用者区分設定

大人	高校生	小・中学生 (小人)	幼児	高齢者 (65歳以上)
1.0倍	0.75倍まで	0.5倍まで	0.25倍まで	0.75倍まで

ウ) 個人／団体の別による利用者区分設定

団体利用の割引後の料金は、個人利用者の料金の0.8倍までとする。

エ) 営利目的等

営利目的の場合の使用料は、通常料金の3倍までとする。

オ) 時間帯・曜日等による利用区分設定

時間帯・曜日等による利用区分設定については、施設の状況に応じて所管課において適正に設定することとします。

(3) 近隣自治体等の同等料金との調整

原価算定によらず、必要に応じて近隣自治体や類似施設の同等料金と比較を行い、大幅な乖離がある場合には調整を行う必要がある場合も想定されます。

<事務局案> ※算定は担当課個別に対応。試算シート等、資料の作成形式については要調整。

原則、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・手数料が、民間や周辺自治体の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続

け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

(4) 算定の例外について

算定の結果（上記調整措置含め）と異なる料金を規定する場合について(例外規定)

<事務局案>

政策的な観点からの利用促進など、通常の算出結果と異なる料金を定める必要がある場合、別途協議の上決定します。

8. 減免措置基準の統一について

減免措置については、現状、施設ごと状況に応じて個別に規定しているところですが、今後はできるだけ共通の対応とするため、減免措置についても基準の統一を図ります。

<事務局案>

使用料・手数料については、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っています。

しかしながら、減免措置はあくまで受益者負担の例外であるため、減免の取扱いが際限なく広がり、受益者負担の公平を損なうことがないように、今後はできるだけ共通の対応とするため基準の統一を図ります。

ただし、減免基準の統一が困難な料金については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、個別に減額・免除の取扱いを定めることとします。

なお、手数料については、特定の人のためにする事務に要する対価として徴収するものであることから、原則、免除の措置は下記の基準に合致するものに限定することとします。また、**手数料の減額については料金の性格上適当でないため、基準は設けません。**

減額措置の適用については、受益者負担と公費負担分を等分することが限度と考え、**原則50%**とします。

(1) 使用料の減額・免除の基準

減額・免除する場合の判断基準

- ア. 「町の主催」、「町の共催」など町の行政活動に関わる場合
- イ. 国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供する場合
- ウ. 災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- エ. **子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的が適切である場合**

(2) 手数料の免除の基準

免除する場合の判断基準

- ア. 国又は地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- イ. 法令等で規定により免除することが定められている場合